

## B 景観形成基準措置状況説明書

水とみどりの神田川・妙正寺川地区	開発行為
届出対象規模	開発区域の面積 > 1, 000㎡
景 観 形 成 基 準	
○開発区域内に、歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、それらをいかした計画とする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○大幅な地形の変更を避けるとともに、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○擁壁や法面は、緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
開発区域の面積 > 3, 000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。	
○区画は、オープンスペースや緑地が河川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○河川への歩行者の動線を確保する。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○区画は、建築物等の配置が河川へ顔を向けやすいものとする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	